

米子市監査委員告示第5号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、米子市監査委員監査規程（令和2年米子市監査委員規程第1号）に従い実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年5月11日

米子市監査委員 野 坂 正 史

米子市監査委員 植 田 昭

米子市監査委員 中 田 利 幸

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

スポーツ振興課

3 監査対象の概要

スポーツ振興課の課及び担当の配置は別図のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

- （1）スポーツの振興に関すること。
- （2）社会体育の企画及び指導に関すること。
- （3）体育施設の管理及び運営に関すること。
- （4）東山公園、河崎公園、日野川緑地、日野川桜つつみ公園及び日野川堰緑地（これらの附属施設を含む。）の管理に関すること。

また、令和4年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和5年1月末日現在）は、別表のとおりであった。

4 監査の着眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

(1) 監査の範囲

主として令和4年4月1日から令和5年1月末日までに執行された財務に関する事務

(2) 監査の期日

令和5年3月24日

(3) 監査を執行した監査委員

野坂正史・植田 昭・中田利幸

(4) 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所述べておりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 予算の執行と経理事務

ア 資金前渡に関する事務については、適正に処理されていた。

イ 旅行に関する事務については、旅行命令書を作成していないものがあつたので、米子市職員等の旅費に関する条例（平成17年米子市条例第51号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ウ 収入に関する事務については、次のとおりであつた。

（ア）使用料及び手数料においては、調定金額を誤っているものがあつたので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

（イ）県支出金においては、適正に処理されていた。

（ウ）諸収入においては、適正に処理されていた。

エ 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。

オ 報償費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

カ 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

キ 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

ク 委託料に関する支出事務については、事業報告書の検査において、正当決裁者の決裁を受けていないものがあつたので、米子市事務専決及び代決規程（平成17年米子市訓令第2号）の規定に基づき、今後、適正

に処理すること。

ケ 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

コ 工事請負費に関する支出事務については、支出負担行為変更決議書において、正当決裁者の決裁を受けていないものがあったので、米子市事務専決及び代決規程の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

サ 備品購入費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

シ 負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

ス 補償、補填及び賠償金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

セ 公課費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(2) 公有財産の管理事務

ア 借受不動産の管理に関する事務については、不動産借受台帳の登録事項に変動があったにもかかわらず、修正のされていないものがあったので、米子市公有財産規則（平成17年米子市規則第42号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

イ 公有財産台帳の整備事務については、公有財産貸付台帳が備え付けられていないものがあったので、米子市公有財産規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(3) 物品の管理事務

ア 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量の符合しないものがあったので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

イ 郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出票を基に、現品と郵便切手類出納（受払）簿とを照合した結果、数量は符合した。また、郵便切手類は、施錠することができる場所に保管されていた。

別 図 組織図

ス ポ ー ツ 振 興 課 ――― ス ポ ー ツ 振 興 担 当

別 表

令和 4 年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和 5 年 1 月末日現在）

歳 入		(単位：円・パーセント)				
費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B — 収 入 未 済 額	C/A	C/B
土 木 使 用 料	113,000	255,532	255,532	0	226.1	100.0
教 育 使 用 料	865,000	532,044	532,044	0	61.5	100.0
教 育 費 県 負 担 金	4,622,000	0	0	0	0.0	—
教 育 費 県 補 助 金	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	0.0	0.0
雑 入	53,222,000	60,390,436	15,010,044	45,380,392	28.2	24.9
教 育 債	141,500,000	0	0	0	0.0	—
合 計	201,322,000	62,178,012	15,797,620	46,380,392	7.8	25.4

歳 出		(単位：円・パーセント)				
費 目	A 予 算 現 額	B 支出負担行為額	C 支 出 済 額	A－C 予 算 残 額	C／A	C／B
保 健 体 育 総 務 費	57,326,000	50,112,259	50,112,259	7,213,741	87.4	100.0
体 育 振 興 費	5,249,000	4,003,339	1,857,939	3,391,061	35.4	46.4
体 育 施 設 費	480,250,133	454,174,265	353,440,105	126,810,028	73.6	77.8
合 計	542,825,133	508,289,863	405,410,303	137,414,830	74.7	79.8

※繰越額を含む。